

平成 29(2017)年度第 7 回大学院法務研究科（法科大学院）定例教授会議事録要旨

日 時： 平成 29(2017)年 10 月 11 日（水）14 時 00 分 ～ 14 時 44 分
場 所： 大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）3 階 S303 教室
構成員数： 11 名（定足数 6 名）
出席者： 10 名（定足数充足）
欠席者： 1 名
議長： 片山 克行（法務研究科長）

議案 1. 履修学生数 3 名以下の科目の後期定期試験実施調査について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、履修学生数 3 名以下の科目の後期定期試験実施の如何について、教務委員会および執行部間協議により、前期定期試験同様に履修学生数 3 名以下(2 コマ開講科目については合計の人数)の科目で、成績評価基準・方法の変更に対し履修学生全員の同意がある場合は定期試験を実施しない方向性が定められたので、履修学生数 3 名以下の科目の担当者に対し定期試験実施有無の意向調査を行なう旨の提案がなされ、審議の結果、教授会はこれを承認した。

議案 2. 平成 30(2018)年度学科目編成について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、平成 30(2018)年度学科目編成について、暫定的であるが、校舎移転に伴い例年と異なり前期に集中しており、判定教授会は 7 月末になる見込みであること、また後期の板橋校舎での授業は主に土曜日に集中させるが、平日 5 限の授業をする事もありうるが、これは主として閉科予定最終年度まで授業履修が必要である 1 名の学生の勤務上の都合に合わせての授業設定である等詳細な説明が為された。教授会出席教員から、後期の授業開講状況について確認が為され、担当授業がない場合責任授業回数を充足させられるのか質された。これに対して教務委員会委員長より、現時点ではあくまでも暫定的な編成であり、平成 30(2018)年度を通じ充足させるように編成していきたい旨回答が為された。

審議の結果、平成 30(2018)年度学科目編成について教授会は承認した。

議案 3. 上限を超過する履修登録の申請について

議長の指名により教務委員会委員長より、上限を超えた履修を希望する学生について、資料に基づき事由の説明が為された。審議の結果、教授会は当該履修を承認した。

議案 4. 海外の大学（マレーシア/マラヤ大学）との交流協定書の締結（案）について

議長より、海外の大学（マレーシア/マラヤ大学）との交流協定書の締結（案）について、資料に基づき説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

議案 5. 教員の兼職について

議長より、議長の平成 29(2017)年度の他大学での 2 科目の授業担当、及び特任教授の家庭裁判所家事調停委員について兼職依頼がきている、後者については委嘱状等の書類が本教授会に間に合わなかったため、次回教授会の報告承認事項にて開示する旨説明が為された。前者については、1 科目は既に終了しているがもう 1 科目については現在授業を行っている、双方追認願いたい旨の説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

議案 6. 法務研究科の板橋校舎への移転に際しての学生に対する措置について

議長より、法務研究科の板橋校舎への移転に際し、交通費超過分を補填する目的で、当該学生に対し学費の減免措置を講じることを要請したい、具体的には、在籍する各学期を単位として、JR 信濃町駅から東武東上線東武練馬駅までの通学用 6 ヶ月定期乗車券購入代金に相当する金額を授業料(基礎額)から免除する。なお、板橋校舎までの通学に個々の学生が実際に利用する交通経路に関係なく、信濃町校舎の基点である JR 信濃町駅から、東武東上線東武練馬駅を板橋校舎の基点として、ここまでの間の通学用 6 ヶ月定期乗車券購入代金に相当する金額 (37,560 円) を補填の基準額として一律に取扱うことを併せて要請したい旨説明が為された。

続いて、議長の指名により法務研究科事務室事務長より、板橋校舎 1 号館 5 階部分の、大学院の授業を行う教室を法務研究科院生研究室兼法務研修生室に転用する、一室あたりにキャレルデスク 8 脚が入るスペースである、法務研修生応募意思確認調査の結果 27 名の応募有意志者がいることから、在学生 9 名と合わせて 36 名が在籍する見込みであるが、4 室を要求し、3 室を院生研究室兼法務研修生室に充て、その内のキャレルデスク 15 席を法務研修生用の自由席とする、1 室は書架を設置し利用頻度の高い基本図書を配架し閲覧できるようにし、加えて同室内にノート PC、プリンター、複写機を設置し、現在の形態に可能な限り近づけるようにする計画である旨の説明が為された。

審議の結果、教授会は法務研究科の板橋校舎への移転に際しての学生に対する措置として、大学に以上の要望をしていくことを承認した。

報告事項：

1. 平成 29(2017)年度前期成績判定について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、異議申し立てによる成績の変更があったため、成績判定に変更があった旨説明が為された。

2. 平成 29(2017)年度前期 GPA について (確定値)

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、成績の変更に伴い前期 GPA 値にも変化が生じたが、今回が確定値である旨説明が為された。

3. 平成 29(2017)年度後期時間割の変更について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、平成 29(2017)年度後期時間割で変更された点について説明が為された。

4. 平成 29(2017)年度 (後期) オフィスアワーの実施について

議長より、資料に基づき、後期オフィスアワー実施について説明が為された。資料中の日程で各自の都合が悪い場合は連絡されたい旨呼びかけられた。

5. 法務研究科板橋校舎移転に係る学生に対し実施した説明会の報告について

議長より、9 月 20 日に開催された移転に係る説明会について、在学生 5 名、法務研修生 2 名、計 7 名の出席があったこと、出席者に対して学長が直接説明を行い、キャンパス移転は、学園財政上のりゆうからやむなく移転の決定をするに至ったが、今後も教育の質の確保を図っていくことが強調されたこと、これに対する参加者の発言は概ね移転決定に対する不満と移転先での不安の表明であった事の報告が為された。

6. 来年度 (平成 30(2018)年度) 法務研修生応募意思確認調査の結果について

議長の指名により学生委員会委員長より、来年度法務研修生応募該当者 39 名に対し、板橋校舎に移転しての法務研修生応募意思確認調査を行った結果、33 名から回答があり、応募意思有り 27 名、

意思なし6名であった、応募意思がある学生のうち大半の18名が週当たりの通学頻度1~2回と回答したことの報告が為された。

法務研修生への支援との関りで、教授会出席教員から移転後の学習指導について学習指導員との話し合いの有無について確認が為された。議長から、移転後の学習指導の方法等については、学習指導を担当されている先生方と随時、協議する旨の意見が述べられた。

7. その他

(1) Jアラート鳴動時における対応について

議長より、Jアラート鳴動時における対応及び行動について学長より資料の通り教員・学生に周知願いたい旨要請されたことの説明が為された。

(2) 平成30(2018)年度予算編成会議の報告について

議長より、本日開催された予算編成会議にて、国の定員超過抑制政策及び新学部に係る補助金需給は完成年度以降であること等による収入減から赤字額は5億円超になる見込みであり、厳しい財政運営が予想される旨の報告があった。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は14時40分閉会を宣した。

以上